



2026 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 渡邊 啓太
電 話 (075) 935-6150

株主からの提訴請求について

当社は、2026 年 7 月 16 日、当社株主である個人株主 1 名（2026 年 3 月 30 日付「株主からの提訴請求について」にてお知らせした提訴請求を行った株主）から会社法第 847 条第 1 項に基づく責任追及等の訴えの提起を請求する書面（以下「本提訴請求書」といいます。）を受領しましたので、お知らせいたします。

本提訴請求書では、2023 年 6 月 2 日付「分配可能額を超えた前期の中間配当金、並びに前期の当社株式取得について」及び同月 16 日付「外部調査委員会の調査報告書受領のお知らせ」にてお知らせした分配可能額を超えた中間配当及び自己株式の取得を理由として、複数の元取締役に対する責任追及等の訴えを提起することが請求されております。

当社は、2026 年 3 月 13 日付「役員責任調査委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社グループにおける一連の会計不正問題に関し、当社の現旧の取締役、監査役又は執行役員において、その職務執行に関して任務懈怠責任があったか否かを含め法的責任の有無について、役員責任調査委員会を設置し検討を行っております。当社は、役員責任調査委員会の報告・提言に基づき、損害賠償請求その他法的措置を行うべきか判断する予定であり、決定次第、速やかに開示いたします。

以 上